

エコマーク商品類型No.147

「損害保険Version1.3」

認定基準書

—適用範囲—

分類 A.自動車保険

制 定 日 2010年11月29日
改 定 日 2019年 4月 1日
有 効 期 限 2022年11月30日

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型No.147「損害保険Version1.3」認定基準書

分類A ～自動車保険～

(財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

日本における交通事故による人身損失額と物的損失額を合計した経済的損失額は年間3兆2,830億円、これに間接的損害まで含めた社会的損失額は6兆7,450億円と推計されている。これらの損失には、資源の消費、有害物質の漏洩、廃棄物の発生、エネルギー使用に伴うCO₂排出などの環境的負荷も伴うため、交通事故を削減することは環境側面からも重要な課題である。

一方、保険は事故によって生ずる損害を補償するための金銭支払いなどを商品の効能とする無形の商品であるが、事業活動に伴う環境リスクの軽減・分散や、インセンティブを付与して契約者等の環境配慮行動を促進するといった観点から、環境問題に対して保険が果たす役割は非常に大きい。

自動車保険は元来、リスクに備えるという性格の商品であるため、事故に対する抑止力としての効果が期待されるが、広く社会に普及している商品でもあることから、保険を提供する保険会社だけでなく、保険契約者や自動車整備工場など保険を取り巻く関係者に対しても環境配慮行動を誘導する仕組みを取り入れることで、社会全体の環境負荷低減に結びつける効果も期待できる。

そこで、本商品類型では先ず分類Aとして損害保険のうち環境保全に有効な自動車保険商品を取り上げる。

2. 適用範囲

保険法第一章第二条第六項に定められた損害保険契約。

本分類 A では、自動車保険を適用範囲とする。ただし、自動車損害賠償保障法によって加入が義務づけられている損害保険（いわゆる強制保険）を除く。

3. 用語の定義

保険契約	保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいう。（保険法第一章第二条第一項より）
自動車保険	自動車に付保する損害保険（車両保険、傷害保険、賠償責任保険で構成される）
保険契約者	保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。（保険法第一章第二条第三項より）
保険者	保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。（保険法第一章第二条第二項より）
保険料	保険による補償の対価として契約者が支払う金銭。契約内容に応じてこの額が決定する。
ノンフリート契約者	所有・使用自動車の自動車保険総契約台数が9台以下の保険契約者。（略：ノンフリート）
フリート契約者	所有・使用自動車の自動車保険総契約台数が10台以上の保険契約者。（略：フリート）
リサイクル部品	リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品）およびリビルド部品（使用済自動車から取り外され、摩耗または劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品）をいう。
エコ安全ドライブ	環境に配慮し、かつ交通事故を減らす効果のある運転方法で、日本損害保険協会が定める「エコ安全ドライブ3カ条」をさす。エコドライブ普及連絡会で定める「エコドライブ10のすすめ」から、特に安全と関係のある、発進：ふんわりアクセル「eスタート」、走行：車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、減速：減速時は早めにアクセルを離そうの3つを推奨する。
環境マネジメントシステム	企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセスなどのことをいう。PDCAサイクルを基本として環境経営システムと環境への取り組みを継続的に改善する。
約款	保険契約の内容をあらかじめ定めたもの。条項の集まり。普通保険約款（一般的標準的なもの）と特約（これを一部変更又は補充するもの）がある。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書及び関係資料を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

基準項目(1)～(5)について「必須項目」の全てに適合し、かつ各「選択項目」に適合して得たポイント数の合計が、契約方式ごとに表1をそれぞれ満たす

こと。

「選択項目」は、特に指定のない限り、申込商品または申込商品に適用が可能な仕組み（特約のように、契約者の任意や所定の条件により付帯される補償やサービスであって、契約締結時に必ずしも付帯されない可能性のあるものを含む）のいずれかが適合している項目全てについて、ポイントを計上することができる。

表1 認定に必要な「選択項目」合計ポイント数

契約方式	適合ポイント数
ノンフリート契約	8ポイント以上
フリート契約	10ポイント以上

4-1-1.社会的損失を削減するための取り組み

(1) 事故削減による環境負荷削減

a.必須項目	
<p>【a-1.安全運転のための情報発信】 保険契約者に対し、「エコ安全ドライブ」の内容を紹介し、かつ事故防止および安全運転に役立つ情報[*]を提供していること。</p> <p><small>※事故防止および安全運転に役立つ情報としては、保険会社のWEBサイト上に提供されている事象事例の紹介や安全運転のポイントなどが挙げられる。</small></p>	
<p>【a-2.事故状況に応じた保険料設定】 保険商品の保険料は、保険契約者の事故発生状況を算定に組み込んだ割引・割増制度[*]であること。</p> <p><small>※割引・割増制度としては、ノンフリートにおける等級制度、フリートにおけるメリット・デメリット率などが挙げられる。</small></p>	
b.選択項目	ポイント数
<p>【b-1.双方向型の情報提供】 保険契約者に対し、事故防止および安全運転の向上を目的とした参加型の仕組み[*]が保険商品に組み込まれていること。</p> <p><small>※参加型の仕組みとは、参加者が特定され、相互に情報が交換出来る機会のある特約や、運転状況が直接フィードバックされるプログラム等を指す。例として、運転適性診断、エコ安全ドライブ講習会、コンサルティング、e-ラーニング、運転中に事故防止を支援するアプリの提供などが挙げられる。</small></p>	1ポイント
<p>【b-2.取り組みの効果検証・フィードバックおよび公表】 b-1の仕組みが、事故原因の分析、事故削減に資するコンサルティングの実施、効果検証および契約者へのフィードバックまでを体系的に構築したものであって、保険契約者の特性に応じて行われるコンサルティングサービスであること。 また、この仕組みによる年間の事故削減の効果（実績）を試算し、公表していること[*]。</p> <p><small>※当該サービスに限定した効果（実績）の試算・公表が困難な場合は、当該サービスを含むサービス全体の効果実績でもよい。</small></p>	3ポイント <small>※コンサルティングサービスは適合するが、非公表である場合は1ポイントとする</small>

【証明方法】

a-1については、「エコ安全ドライブ」の紹介、および当該サービスについて記載したパンフレット等の該当部分を提出すること。

a-2については、保険料の概要のわかる資料（パンフレット、約款等）を提出すること。

b-1については、参加型の仕組みの内容がわかる資料（パンフレット、約款等）を提出すること。また、開催実績のある場合は、実績を示した資料も提出すること。

b-2については、コンサルティングサービスのプロセスの説明資料および効果実績について公表されている文書を提出すること。

4-1-2.保険事故発生時における取り組み

(2) 修理時のリサイクル・適正処理

a. 必須項目	
<p>【a-1.リサイクル部品の利用体制】 自動車事故発生に伴って契約車両の修理を行う際、リサイクル部品を利用する体制があり、かつ自動車整備工場および保険契約者にリサイクル部品の使用を促していること。</p>	
<p>【a-2.廃車時の適正処理】 自動車事故発生に伴って契約車両を廃車とする場合には、適法に解体、リサイクルおよび廃棄処分を行う体制があること。</p>	
b. 選択項目	ポイント数
<p>【b-1.リサイクル部品使用実績の公表】 修理で使用されたリサイクル部品の年間の実績量^{※1}を把握し、公表していること^{※2}。</p> <p>※1 実績量は、リサイクル部品の数量、重量、使用件数、あるいはリサイクル部品の使用による環境負荷低減量（CO₂低減総量など）とする。環境負荷低減量まで公表することが望ましい。 ※2 申込商品に限定した実績の把握・公表が困難な場合には、他の保険商品を含む保険商品全体の実績でもよい。</p>	1ポイント
<p>【b-2.全損車両の回避】 保険商品は、契約車両の修理費が保険価額を超える場合に、車両の修理を促し、全損車両とすることを回避できる仕組み[※]があること。</p> <p>※廃車の選択に比べ、修理の選択が経済的に負担の大きい場合に、（リサイクル部品の使用による修理負担軽減に加えて）経済的に修理の選択を後押しできる仕組みを対象とする。例としては、保険価額を超える分の修理費用を負担する特約が挙げられる。</p>	1ポイント
<p>【b-3.リサイクルの高度化】 保険会社（引き渡し先の解体業者）は、契約車両の廃車の際、主にリサイクル部品の商品化を目的^{※1}とした、再使用可能な部</p>	1ポイント

<p>品の取り外しを行っていること。 また、解体後の破砕・リサイクルに阻害となり得る部品^{※2}の取り外しなど、リサイクルの高度化を推進していること。</p> <p>※1 破砕による材料リサイクルが目的ではなく、主としてリサイクル部品としての活用を優先していること ※2 発煙筒、タイヤ、鉛蓄電池など</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>【証明方法】</p> <p>a-1については、リサイクル部品の使用を促す体制を説明した資料を提出すること。</p> <p>a-2については、全損車両の処理について以下の体制およびフローを説明した資料を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社が、全損車両の処理方法（使用済自動車として処理するか、中古車として販売するか等）について、適正に判断していること ・ 全損車両を適正な引取業者に引き渡していること（使用済自動車は登録業者に引き渡していること） <p>b-1については、公表されている媒体とその内容を提出すること。</p> <p>b-2については、具体的な仕組みのわかる資料を提出すること。</p> <p>b-3については、解体業者のリサイクル部品の取り外し、リサイクル部品の高度化に関する選定や評価方法など、体制を説明した資料を提出すること。</p>

4-1-3.保険適用期間における保険契約者に対する取り組み

(3) 保険契約者の環境配慮行動の誘導

a. 必須項目	
<p>【a-1.環境配慮行動を促進する情報発信】 保険契約者に対し、車両の使用に関して環境負荷削減に役立つ情報[※]を提供していること。</p> <p>※環境負荷削減に役立つ情報としては、車両の使用時に保険契約者が実践できる環境配慮行動を紹介していればよい。4-1-1.(1)「エコ安全ドライブ」の紹介で本項目は満足するが、これ以外にも、低燃費運転のコツや車両の過度な使用抑制の呼びかけなどを行っていることが望ましい。</p>	
b. 選択項目	ポイント数
<p>【b-1.エコカーの普及推進】 保険商品は、契約車両が環境性能の高い自動車[※]である場合に適用される保険料割引制度があること。</p> <p>※環境性能の高い自動車とは、排出ガス性能及び燃費（または電費）性能に優れた自動車などをいい、具体的にはハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、クリーンディーゼル車などが挙げられる。</p>	3ポイント
<p>【b-2.車両の過度な使用の抑制】 保険商品は、保険契約者の過度な車両使用の抑制に効果的な仕</p>	1ポイント

<p>組みとして、実走行距離に基づき、走行距離が少ないほど保険料が低く設定される保険料体系であること。</p>	
<p>【b-3.参加型の環境保護活動】 保険商品に付帯されるサービスとして、保険契約者が自ら地球環境保護に貢献するための、参加型の環境保護活動*を提供していること。 また、その活動結果を公表していること。</p> <p>※参加型の環境保護活動としては、保険契約者の意思表示（選択）や行動に応じ、保険会社の行っている環境保護活動を通じて間接的に参加して貢献できる仕組みと、保険契約者が直接参加して貢献できるプログラムを保険会社が定期的に提供する仕組みの両方を対象とする。（解説：(3)その他の環境保全活動参照）</p>	2ポイント

<p>【証明方法】 a-1については、「エコ安全ドライブ」以外に提供している情報がある場合は、その情報がわかる資料を提出すること。 b-1およびb-2については、概要のわかる資料（パンフレット、約款等）を提出すること。 b-3については、保険契約者の参加方法、環境保護活動の具体的内容がわかる資料、および活動結果が公表されている文書を提出すること。</p>

4-1-4.保険の営業活動における取り組み

(4) 紙資源の削減

a. 必須項目	
<p>【a-1.約款のペーパーレス化】 保険商品は、電子交付などにより約款のペーパーレス化を行っており、かつペーパーレス化の推進に関する目標を設定していること。 なお、ペーパーレスは、契約者の選択肢として提供されていればよく、保険契約者の承諾が得られる場合に限定してよい。</p>	
b. 選択項目	ポイント数
<p>【b-1.ペーパーレス化の積極的な推進】 約款のペーパーレス化を積極的に推進しており、契約者が申込商品の約款のペーパーレスを選択した件数が、申込商品の保有契約数に対して以下に示す割合以上であること。 かつペーパーレス化を選択したことによる紙の削減量を公表していること*。</p> <p>※申込商品に限定した割合および削減量の把握・公表が困難な場合には、他の保険商品を含む保険商品全体に対する数でもよい。</p>	ペーパーレスの割合により以下のいずれかのポイント
<p>・直近の過去1年間の実績として、ペーパーレスを選択した件数が20%以上であること。 ただし、2011年11月30日までは、実績が1年に満たない場合に限り、過去6カ月（あるいは年間の保有契約数の1/2以上に</p>	1ポイント

相当する保有契約数を有する期間)の実績でも可とする。	
・直近の過去1年間の実績として、ペーパーレスを選択した件数が50%以上であること。 または、申込商品において紙媒体による約款の選択肢がなく、全ての約款をペーパーレスとしている。	3ポイント
【b-2.環境配慮された印刷物】 保険商品の募集・契約に使用する紙媒体（保険会社が発行するパンフレット、申込書または約款のいずれか）は、エコマーク認定用紙を使用していること。	1ポイント
【b-3.申込手続きのペーパーレス化】 保険商品の申込手続きの一部または全部（申込書、保険証券）がペーパーレス化されていること。	1ポイント

【証明方法】 a-1については、約款のペーパーレス化を行っていることがわかる資料、およびペーパーレス化の目標を示した資料を提出すること。 b-1については、全ての約款がペーパーレス化されていることを示す資料、または約款のペーパーレス化の普及率と紙の削減量についての資料、公表されている文書を提出すること。 b-2については、対象となる紙媒体名を提示し、エコマーク商品類型No.107「印刷用紙Version3」認定用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記すること。 b-3については、申込手続きの流れと、申込書または保険証券のペーパーレス化を行っていることが分かる資料を提出すること。

(5) 事業全体としての環境保全活動

a. 必須項目	
【a-1. 事業活動における環境への取り組み】 保険会社（支店、支社を含む）は、環境方針を定め、自らの事業活動に伴う環境負荷削減に取り組んでいること*。 また、その取り組みの内容および実績を公表していること。 *事業活動に伴う環境負荷削減の取り組みとしては、オフィスの電力、ガス等の使用節減、紙の使用量の削減、営業車両運転による環境負荷の低減、従業員への環境教育、グリーン購入、グリーン電力の使用などが挙げられる。	
【a-2. 環境法規順守】 保険会社は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等（以下、「環境法規等」という）を順守していること。 また、環境法規等に違反が生じた場合、適正な改善と再発防止策を実施する体制が構築されていること。	
b. 選択項目	ポイント数
【b-1. サプライチェーン全体に対する取り組み】 保険会社は、保険代理店、自動車整備工場*1に対し、環境法規	1ポイント

<p>等の順守および自らの事業活動に伴う環境負荷削減の取り組み^{※2}について評価、選定あるいは支援などを行っていること。</p> <p>※1 保険代理店、自動車整備工場の対象は、保険会社の影響の及ぶ範囲とし、代理店としては主に専属代理店等、自動車整備工場としては主に保険代理店を兼ねる修理工場と保険会社が予め修理先として指定している提携修理工場等とする。</p> <p>※2 自動車整備工場の環境負荷削減の取り組みの例としては、環境マネジメントシステムの導入支援、水性塗料の使用によるVOC発生の抑制などが挙げられる。</p>	
<p>【b-2.対外的な環境活動】</p> <p>保険会社は、対外的な環境啓発、環境保全活動を行っていること。</p> <p>※対外的な活動としては、環境教育活動、環境講座の開催、地球温暖化や生物多様性などに関する調査研究、日本経団連生物多様性宣言への賛同、UNEP金融イニシアティブへの署名参加、国連グローバル・コンパクトへの参加、環境保全活動への社員による参加や活動団体への寄付などが挙げられる。</p>	1ポイント

【証明方法】

a-1については、環境方針および取り組み内容と実績を示した環境報告書などの資料を提出すること。

a-2については、保険会社（本社）の該当する環境法規等の名称一覧、過去5年間の法規順守状況（違反があった場合は、改善と再発防止策の実施などの説明）、および法規順守している旨の証明書を提出すること。環境マネジメントシステムにより法規順守・改善・再発防止策の体制が構築されている場合は、環境マネジメントシステムによる実施体制を示す資料、または第三者機関の認証を受けた証明書の写しでもよい。

b-1については、代理店、自動車整備工場の対象範囲、取り組み内容と実績を示した資料を提出すること。

b-2については、取り組み内容と実績を示した資料を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

なし

5. 商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は保険商品名毎とする。

同一商品区分において、契約の違いなどにより基準の適合状況に異なる組合せが生じる場合、全ての組合せが「必須項目」に適合し、かつ「選択項目」の合計ポイント数が4-1.項の表1を満たすこと。

なお、同一商品区分において認定基準を満たさない組合せが生じる場合は、

範囲を限定した申込みも可とする。その場合は、型式登録（契約方式、特約名など）する組み合わせを限定する等により、認定基準を満たす範囲を明確にしなければならない。（別表1参照）

- (2) 原則として、商品説明書（パンフレット）などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



（表示方法に関する注記）

* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。

* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。

「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」

*環境省「環境表示ガイドライン

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。

* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2010年11月29日	制定 (Version1.0)
2011年 3月 1日	改定 5.(2) (Version1.1)
2012年 7月13日	改定 5.(3)削除 (Version1.2)
2015年 6月 1日	改定 2.用語の定義、4-1-1-(1) (Version1.3)
2016年 3月15日	有効期限延長
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定 5.(2)マーク表示
2022年11月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1. エコマーク商品区分（申込単位）の例

<p>【普通保険約款Aを中心とする商品名】</p> <p>普通保険約款A+ノンフリート契約(+特約)で認定基準を満たすことが必要</p>	<p>【普通保険約款Bを中心とする商品名】</p> <p>普通保険約款B+フリート・ノンフリート両方(+特約)で認定基準を満たすことが必要</p>
<p>【範囲を限定した申込の場合】</p> <p>商品ブランド名あるいは登録型式によって、法人・フリート契約に限定した認定も可能だが、この場合エコマーク表示は法人・フリート契約に限られる <登録例> 商品ブランド名：C 型式：法人向け、フリート契約</p>	<p>【自動付帯される特約中心の商品名】</p> <p>特約が自動付帯される商品名の場合、異なる組合せ（この場合、普通保険約款A/B、フリート/ノンフリート両方）で認定基準を満たすことを必要とする。範囲を限定する場合は左と同様とする。 注) 特約のみを認定対象とはしない。</p>